

## 災害時における応急対策に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と茅ヶ崎管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における水道施設等の復旧工事に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、寒川町において、地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲が行う応急対策について、乙が行う業務に関し必要な事項を定める。

### （業務の要請）

第2条 甲は、災害時において、水道施設の復旧工事等の必要が生じたときは、乙に応急復旧業務を要請することができる。

2 甲は、前項の規定により要請するときは、復旧業務要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができる。

### （要請に対する措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項に応じて速やかに水道施設等の復旧工事を実施するための体制を確立のうえ、必要な資機材、車両及び人員等を提供し、甲の指示に従って応急対策を実施するものとし、その結果を復旧業務完了報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

2 乙は甲からの要請に対し、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り営業時間外においてもこれに応ずるものとし、いつでも要請に応じられる体制を平時から確立しておくものとする。

### （連絡責任者）

第4条 本協定に基づく業務の要請内容の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、それぞれの責任者を定め、お互いに通知する。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

### （経費の負担及び価格の決定）

第5条 乙が実施した水道施設等の復旧業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙が協議のうえ決定する。

### （補償）

第6条 甲は本協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合においては、寒川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年寒川町条例第26号）の規定に準じて補償を行うものとする。

### （協議）

第7条 この協定に定めない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ決定する。

### （期間）

第8条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年7月1日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地  
寒川町  
寒川町長 木村俊雄



乙 神奈川県茅ヶ崎市本村四丁目5番27号  
茅ヶ崎管工事業協同組合  
理事長 甲内靖修

